

役員を選任の認可について

本機関は、経済産業大臣から、施行日を2019年8月29日として、役員を選任の認可を受けました。

選任の認可を受けた者

理事 都築 直史（新任）

電気事業法第28条の23第1項及び第2項において、当機関の役員は、定款に定めるところにより、当機関の総会において選任し、経済産業大臣の認可をもって効力を生じると規定されています。

このたび選任の認可を受けた役員につきましては、2019年8月27日10時30分から開催した臨時総会において選任されたことを受け、理事長から経済産業大臣に対し、選任の認可を申請していたものです。

このたび認可を受けた、当機関の役員体制は、以下の通りです。

理事長	金本 良嗣
理事	進士 誉夫
理事	都築 直史
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事（非常勤）	高木 佳子
監事（非常勤）	千葉 彰

（理事・監事は五十音順）